

尾張旭市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和2年1月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

総合推進室

3 監査の期間

令和元年11月25日から令和元年12月25日まで

4 監査の方法

令和元年度（令和元年10月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

企画部（秘書課、人事課、企画課、情報課）

3 監査の期間

令和元年11月25日から令和元年12月25日まで

4 監査の方法

令和元年度（令和元年10月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

- (1) 電算関係の委託業務において、尾張旭市設計業務等委託契約約款第7条第3項の規定に基づき、業務の再委託について承認をしているが、再委託承認願の書面から再委託業務の内容が業務の一部であるか確認ができない。（情報課）
- (2) 市PR行政情報提供事業（2か年事業）において、年度ごとの契約代金の支払について契約書に記載されていない。尾張旭市契約規則第28条第1項第6号では、契約代金の支払及び受領の時期及び方法について、契約書に記載しなければならないとされている。（情報課）